

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針

（令和2年12月18日
閣議決定）

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和2年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2～4 （略）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣府】

（2）児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65）

- （i）小規模住居型児童養育事業（児童福祉法6条の3第8項）を行う者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平11厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長）を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

政令第九十三号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第三十条の四第三号及び第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第八号口中「第十五条の三第二項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第十五条の三第二項第二号中「又は児童福祉法第六条の四に規定する里親」を削り、同項に次の一号を加える。

三 児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四に規定する里親である保護者

第二十四条の二中「千分の百三十六・七」を「千分の百五十四・四」に改める。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表
 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 満三歳未満保育認定子ども（法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいい、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下この項において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 次に掲げる教育・保育給付認定保護者 零</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特定教育・保育のあった月において第十五条の三第二項第二号又は第三号に掲げる者である教育・保育給付認定保護者</p> <p>（法第三十条の四第三号の政令で定める場合及び市町村民税を課されな</p>	<p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 満三歳未満保育認定子ども（法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいい、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下この項において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 次に掲げる教育・保育給付認定保護者 零</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特定教育・保育のあった月において第十五条の三第二項第二号に掲げる者である教育・保育給付認定保護者</p> <p>（法第三十条の四第三号の政令で定める場合及び市町村民税を課されな</p>

い者に準ずる者)

第十五条の三 (略)

2 法第三十条の四第三号の政令で定める地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。)を課されない者に準ずる者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 生活保護法第六条第一項に規定する被保護者である保護者

三 児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四に規定する里親である保護者

(法第六十六条の三第一項の政令で定める割合)

第二十四条の二 法第六十六条の三第一項の政令で定める割合は、千分の百五十四・四とする。

い者に準ずる者)

第十五条の三 (略)

2 法第三十条の四第三号の政令で定める地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。)を課されない者に準ずる者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 生活保護法第六条第一項に規定する被保護者又は児童福祉法第六条の四に規定する里親である保護者

(新設)

(法第六十六条の三第一項の政令で定める割合)

第二十四条の二 法第六十六条の三第一項の政令で定める割合は、千分の百三十六・七とする。

児 家 第 5 0 号
平成 11 年 8 月 30 日

[一部改正]	平成14年10月15日	雇児福発第1015001号
	平成21年3月31日	雇児福発第0331003号
		雇児保発第0331002号
		障 障 発第0331004号
	平成24年11月30日	雇児福発1130第1号
		雇児保発1130第1号
		障 障 発1130第1号
	平成25年5月31日	雇児福発0531第1号
		雇児保発0531第1号
		障 障 発0531第1号
	平成27年6月4日	雇児福発0604第1号
		雇児保発0604第1号
		障 障 発0604第1号
	平成27年7月21日	雇児福発0721第1号
		雇児保発0721第1号
		障 障 発0721第1号
	平成28年3月31日	雇児福発0331第1号
		雇児保発0331第1号
		障 障 発0331第4号
	平成29年3月31日	雇児福発0331第4号
		雇児保発0331第3号
		障 障 発0331第6号
	平成29年10月4日	子 家 発1004第1号
		子 保 発1004第1号
		障 障 発1004第1号
	令和3年3月31日	子 家 発 0331第1号
		子 保 発 0331第1号
		障 障 発 0331第1号

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長

厚生省児童家庭局家庭福祉課長

厚生省児童家庭局保育課長

里親及びファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の
取扱いについて

児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の御配慮を煩わせているところであるが、今般、標記について、別紙のとおり取り扱うこととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようにされたい。

1 里親及びファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて

ア 取扱い

里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）の就労等により里親又はファミリーホームに委託されている児童の保育の必要性が生じた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親又はファミリーホームへの委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親又はファミリーホームに委託されていることが、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）へ入所することを妨げないものとする。

児童を既に就労等している里親又はファミリーホームに委託することが、当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取り扱いであること。

本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童について最善の措置を採ること。

イ 費用の支弁

① 里親及びファミリーホームに対する支弁

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知。以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」（平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知。以下「児童入所施設措置費等施行通知」という。）により、月額を支弁する。

② 保育所に対する支弁

子どものための教育・保育給付費の支弁については、「子どものための教育・保育給付費の国庫負担金について」（平成28年5月2日府子本第303号内閣府総理大臣通知）に定めるところによる。

ウ 費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

- ② 保育所入所に係る費用徴収
徴収を免除する。

2 里親及びファミリーホームに委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が里親又はファミリーホームに委託されており、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「里親制度運営要綱」という。）第5の1の(1)のキにより、障害児通所支援を受けさせることができることとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。

本取扱いを行うに際しては、

- ① 児童相談所は、障害児通所支援の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。
- ② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村（親権を行う者が所在する市町村を原則とする。以下同じ。）等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に障害児通所支援を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁（支給）

- ① 里親及びファミリーホームに対する支弁

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

- ② 障害児通所支援に係る費用の支給

障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、「児童福祉法に基づく

指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）に準じて算定した額とする。

ウ 費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

② 障害児通所支援に係る費用徴収

徴収を免除する。

3 里親及びファミリーホームに委託されている児童が、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護又は短期入所（以下「居宅介護等」という。）を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が里親又はファミリーホームに委託されており、居宅介護等を受けることが必要と認められる場合は、里親については里親制度運営要綱第5の1の(1)のキにより、居宅介護等を受けさせることができることとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。

本取扱いを行うに際しては、

- ① 児童相談所は、居宅介護等の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。
- ② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、居宅介護等の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に居宅介護等を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。
- ⑤ 重度訪問介護又は生活介護（以下「重度訪問介護等」という。）については、15歳以上で、児童福祉法第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が重度訪問介護等を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。

イ 費用の支弁（支給）

① 里親及びファミリーホームに対する支弁

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

② 居宅介護等に係る費用の支給

居宅介護等に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額とする。

ウ 費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

② 居宅介護等に係る費用徴収

徴収を免除する。

4 母子生活支援施設入所児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が母子生活支援施設に入所しており、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通所支援を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

本取扱いを行うに際しては、

① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。

② 既に障害児通所支援を受けている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁（支給）

① 母子生活支援施設に対する支弁

母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

② 障害児通所支援に係る費用の支給

障害児通所支援に係る費用については、契約による利用となることから、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費

用の額の算定に関する基準」別表の障害児通所給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）を乗じて得た額から、障害児の保護者が障害児通所支援事業所に支払うウ②に規定する額を控除して得た額とする。

ウ 費用の徴収

① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収

母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

② 障害児通所支援に係る費用負担

障害児通所支援の利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用と同様に原則児童福祉法第21条の5の2及び同法第21条の5の28に基づき障害児通所支援に要した費用の額等に応じ、算定された額を障害児通所支援事業所に支払うこと。

5 里親及びファミリーホームに委託されている児童、児童養護施設に入所している児童又は母子生活支援施設に入所している母が、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（以下「就労移行支援等」という。）を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

里親及びファミリーホームに委託されている児童、児童養護施設に入所している児童又は母子生活支援施設に入所している母について、就労移行支援等を受けることが必要と認められる場合は、当該児童等につき、里親及びファミリーホームに委託又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所していることが、就労移行支援等を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

(1) 里親及びファミリーホームに委託されている児童の場合

本取扱いを行うに際しては、

- ① 児童相談所は、就労移行支援等の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。
- ② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、就労移行支援等の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に就労移行支援等を受けている児童等が里親及びファミリーホーム

に委託される場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。

- ⑤ 就労移行支援等については、15歳以上の児童で、児童福祉法第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が就労移行支援等を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。

(2) 児童養護施設に入所している児童の場合

本取扱いを行うに際しては、

- ① 児童養護施設は、児童相談所と十分連携し、就労移行支援等の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画（児童養護施設に新規入所時点で本取扱いを行う場合は児童相談所が作成する援助指針）上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。
- ② 児童相談所は児童養護施設が見直した自立支援計画について、市町村等の障害児支援等の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、就労移行支援等の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に就労移行支援等を受けている児童等が児童養護施設へ入所する場合についても、上記①から③の取扱いであること。
- ⑤ 就労移行支援等については、15歳以上の児童で、児童福祉法第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が就労移行支援等を利用することが適切であると認め、市町村の長に通知した場合に、障害者とみなされるものであることに留意すること。

(3) 母子生活支援施設に入所している母及び児童の場合

- ① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童等において最善の措置を採ること。
- ② 既に就労移行支援等を受けている児童等が里親及びファミリーホームに委託又は児童養護施設及び母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁（支給）

- ① 里親、ファミリーホーム、児童養護施設及び母子生活支援施設に対する支弁について
里親、ファミリーホーム、児童養護施設及び母子生活支援施設に係る措置費支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ② 就労移行支援等に係る費用の支給

里親及びファミリーホームの委託児童又は児童養護施設の入所児童が就労移行支援等を受ける際の費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障障発第1117002号）に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額とする。

母子生活支援施設に入所している母が就労移行支援等を受ける際の費用については、契約による利用になることから、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年厚生労働省告示第539号）を乗じて得た額から、障害児の保護者が就労移行支援等事業所に支払うウ②に規定する額を控除して得た額とする。

ウ 費用の徴収

- ① 里親及びファミリーホーム委託又は児童養護施設及び母子生活支援施設入所に係る費用徴収

里親、ファミリーホーム、児童養護施設及び母子生活支援施設に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

- ② 就労移行支援等に係る費用徴収

里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設に入所している児童については、徴収を免除し、母子生活支援施設に入所している母については、通常の利用と同様に原則障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条第2項に基づき就労移行支援等に要した費用の額等に応じ、算定された額を就労移行支援等事業所に支払うこと。

6 乳児院に入所している乳幼児が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

乳幼児が乳児院に入所しており、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、当該乳幼児につき、乳児院に入所していることが、障害児通所支援を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

本取扱いを行うに際しては、

- ① 乳児院は、児童相談所と十分連携し、障害児通所支援の必要性や心身の

状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上（乳児院に新規入所時点で本取扱いを行う場合は児童相談所が作成する援助指針）に位置づけること（自立支援計画の見直し）。

- ② 児童相談所は乳児院が見直した自立支援計画について、市町村等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に障害児通所支援を受けている乳幼児が乳児院へ入所する場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁（支給）

- ① 乳児院に対する支弁
乳児院措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ② 障害児通所支援に係る費用の支給
障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、算定した額とする。

ウ 費用の徴収

- ① 乳児院入所に係る費用徴収
乳児院措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通所支援に係る費用徴収
徴収を免除する。

7 児童養護施設に入所している児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が児童養護施設に入所しており、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、当該児童につき、児童養護施設に入所していることが、障害児通所支援を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

本取扱いを行うに際しては、

- ① 児童養護施設は、児童相談所と十分連携し、障害児通所支援の必要性や

心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画（児童養護施設に新規入所時点で本取扱いを行う場合は児童相談所が作成する援助指針）上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。

- ② 児童相談所は児童養護施設が見直した自立支援計画について、市町村等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に障害児通所支援を受けている児童が児童養護施設へ入所する場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁（支給）

- ① 児童養護施設に対する支弁

児童養護施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

- ② 障害児通所支援に係る費用の支給

障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、算定した額とする。

ウ 費用の徴収

- ① 児童養護施設入所に係る費用徴収

児童養護施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

- ② 障害児通所支援に係る費用徴収

徴収を免除する。

8 その他

里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。

ア 費用の支弁

里親、ファミリーホーム、児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

イ 費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託又は児童養護施設及び母子生活支援施設入所に係る費用徴収

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費又は児童養護施設及び母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

② 児童心理治療施設通所部又は児童自立支援施設通所部に係る費用徴収徴収を免除する。